

日薬業発第166号
平成26年9月19日

都道府県薬剤師会会長殿

日本薬剤師会
会長 山本 信夫

医療介護総合確保法に基づく総合確保方針及び
地域医療介護総合確保基金について

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

医療提供体制の改革のための新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）につきましては、平成26年2月27日付け日薬業発第348号ほかにてお知らせしたところですが、今般、医療介護総合確保促進会議による取りまとめを受け、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（医療介護総合確保法）に基づく「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（総合確保方針）が同9月12日に告示されました（別添1）。

総合確保方針は、地域における医療及び介護の総合的な確保の意義や基本的な方向等を示すもので、都道府県及び市町村が作成する計画（都道府県計画、市町村計画）の整合性の確保に関する基本的事項や、都道府県計画・医療計画・都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保に関する事項など、そして、地域医療介護総合確保基金を活用した地域における医療・介護の総合的な確保を図るための都道府県・市町村の事業が、公平性及び透明性を確保しつつ実施されるようにすることを目的としています（参考1,2）。

同方針が示されたことに伴い、同基金の交付要綱等が都道府県宛に通知されました（別添2,3,4）。今後は、都道府県から提出された計画案に基づいて、本年10月に内示があり、翌11月には交付額が決定される見込みです。また、12月には医療介護総合確保促進会議において各都道府県の交付状況に関する報告が予定されています。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会におかれましては、今後ともお取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

<別添> ※いずれも平成26年9月12日付け

1. 地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（厚生労働省告示第354号）

2. 平成 26 年度医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金の交付について（厚生労働省発医政 0912 第 2 号・厚生労働事務次官）
3. 医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金の運営について（医政発 0912 第 5 号・医政局長ほか）
4. 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び地域医療介護総合確保基金の平成 26 年度の取扱いに関する留意事項について（医政地発 0912 第 3 号・医政局地域医療計画長ほか）

<参考>

1. 医療及び介護に関する各種方針・計画等の関係について（平成 26 年 9 月 8 日・医療介護総合確保促進会議 参考資料 1）
2. 総合確保方針に関連する区域のイメージ（同 参考資料 2）